

令和 5 年度第 2 回障がい者施策推進専門分科会について

- 1 日時 令和 5 年（2023 年）11 月 10 日（金） 14 時から 16 時
- 2 場所 メイシアター レセプションホール
- 3 出席委員数 18 名
- 4 審議内容（主な議題等）

(1) 第 7 期吹田市障がい福祉計画及び第 3 期吹田市障がい児福祉計画の策定に向けて
ア 計画の基本的な考え方等について

- (2) 第 7 期吹田市障がい福祉計画の策定について
- ア 第 6 期吹田市障がい福祉計画から引き継ぐ課題
 - イ 成果目標と主な取組
 - ウ 利用見込みとその確保策
 - エ 障がい福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組

- (3) 第 3 期吹田市障がい児福祉計画の策定について
- ア 計画の位置づけ等
 - イ 基本的な考え方
 - ウ 成果目標と主な取組
 - エ 障がい児支援の利用見込とその確保策

(4) その他障がい福祉関連施策について

吹田市議会令和 5 年（2023 年）9 月定例会で議員提案により制定された「吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例」を、令和 5 年 10 月 19 日に公布しました（令和 5 年 12 月 1 日から施行）。

・手話が言語のひとつであることへの理解と手話の普及を促進するとともに、障がい者が情報を取得しやすく、視覚や聴覚など個々の障がいに合ったコミュニケーションの手段を容易に利用できる環境整備の推進を目的とし、市の責務や市民・事業者の役割を定めています。

・市は、以下の事項に係る施策を推進するための方針を定め、必要がある場合は条例第 2 条で定義する障害者、学識経験者等に意見を聴くものとしています。

- (1) 手話への理解の促進及び普及に関する事項
- (2) 障害者が情報を取得しやすく、コミュニケーション手段を選択して利用しやすい環境の整備に関する事項
- (3) コミュニケーション支援者の育成及び確保に関する事項
- (4) そのほか必要な事項